

## 宅地建物取引業法⑤

### 弁済業務保証金制度

#### ○×式確認問題

#### 問題

#### ・ 弁済業務制度 ・

- 1 宅地建物取引業者Aは、保証協会の社員になろうとする場合、弁済業務保証金分担金を保証協会に納付しなければならないが、その際、有価証券によることもできる。
- 2 宅地建物取引業者Aは、現在4,500万円の営業保証金を供託して宅地建物取引業を営んでいる。この場合、Aが保証協会に加入しようとするときは、300万円の弁済業務保証金分担金を納付しなければならない。
- 3 保証協会の社員と宅地建物取引業に関し取引をした者（宅地建物取引業者に該当する者を含む）は、当該取引により生じた債権に関し、当該社員が社員でないとしたならば供託すべき営業保証金の額の範囲内で、弁済業務保証金から還付を受ける権利を有する。
- 4 保証協会の社員は、保証協会から特別弁済業務保証金分担金を納付すべき旨の通知を受けた場合で、その通知を受けた日から1カ月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を保証協会に供託しないときは、当該保証協会の社員としての地位を失う。
- 5 保証協会の社員が事務所を新設した場合は、設置から1週間以内に、相当する弁済業務保証金分担金を保証協会に納付しないと、社員としての地位を失う。
- 6 保証協会の社員が社員の地位を失った場合、地位を失った日から1週間以内に営業保証金を納付しなければ、宅地建物取引業を継続していくことができない。